

名古屋市公報	令和 4年12月 7日 第181号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長	

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則	(会計・出納課) (第124号)	5
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(環境・総務課) (第125号)	6
告	示	
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第666号)	8
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第667号)	11
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課) (第668号)	13
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課) (第669号)	15
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第670号)	17
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退	(健福・保護課) (第671号)	19
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課) (第672号)	20
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第673号)	21
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課) (第674号)	22
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課) (第675号)	23
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課) (第676号)	25
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課) (第677号)	26

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第678号)	31
○ 名古屋都市計画生産緑地地区の変更	(住都・都市計画課)	(第679号)	32
○ 名古屋都市計画土地地区画整理促進区域の変更	(住都・都市計画課)	(第680号)	33
○ 名古屋都市計画道路の変更	(住都・街路計画課)	(第681号)	34
○ 名古屋都市計画土地地区画整理事業の変更	(住都・都市計画課)	(第682号)	36
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第683号)	37
○ 名古屋市中志段味特定土地地区画整理組合の事業計画の変更認可	(住都・市街地整備課)	(第684号)	39
○ 名古屋市中志段味特定土地地区画整理組合の定款の変更認可	(住都・市街地整備課)	(第685号)	40
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第686号)	41
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第687号)	43
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第688号)	44
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第689号)	45
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第690号)	46
○ 名古屋都市計画道路事業の事業計画の変更認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課)	(第691号)	47

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○ 各種直接請求等に必要な数について	(第21号)	49
--------------------	--------	----

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会臨時会の開催について	(第31号)	51
○ 教育委員会定例会の開催について	(第32号)	52

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程の一部改正	(第28号)	53
○ 下水暗渠 ^{きよ} の使用許可等に係る名古屋市上下水道局公有財産規程の特例を定める規程の一部改正	(第29号)	54

交 通 局 管 理 規 程

○ 交通局職員の名札着用に関する規程及び交通局被服規程の一部改正	(第26号)	59
----------------------------------	--------	----

公

告

- 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告
(住都・建築指導課) 76
 - 一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告
(住都・建築指導課) 77
-

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則（第 124号）

1 改正内容

資金を前渡することができる経費の対象を拡大します。（第74条関係）

2 施行期日

令和 4年12月 1日から施行します。

○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第 125号）

1 改正内容

騒音規制法施行令（昭和43年政令第 324号）及び振動規制法施行（昭和51年政令第 280号）の一部改正に伴い、規定を整備します。（別表第 7及び別表第 8関係）

2 施行期日

令和 4年12月 1日から施行します。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年11月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 124 号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第74条第 1 項に次の 1 号を加える。

(33) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

附 則

この規則は、令和 4 年12月 1 日から施行する。

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年11月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第125号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の
一部を改正する規則

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第117号）の一部を次のように改正する。

別表第7の2の項中「圧縮機」の次に「（騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第1第2号の一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）」を加える。

別表第8の2の項中「圧縮機」の次に「（振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）別表第1第2号の一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）」を加える。

附 則

この規則は、令和 4 年12月 1 日から施行する。

名古屋市告示第 666号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年11月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社 i d e i n	訪問看護イデア	名古屋市瑞穂区 下坂町 4丁目49 番地	令和 4年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
エイジスジャパン株式会社	訪問看護ステーション金木犀	名古屋市中川区 小本一丁目18番 25号	令和 4年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
有限会社オールパーパス	訪問看護ステーションOHANA	名古屋市南区観音町 3丁目71番 地の 1	令和 4年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社エージェント	心笑ナースステーション	名古屋市緑区鹿山二丁目 1番地 の 5	令和 4年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
合資会社リトル・トゥリー	エルプラス訪問看護ステーション	名古屋市名東区 高針一丁目1520 番地	令和 4年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社エッセンシャル	アイホームケア	名古屋市千種区 今池三丁目12番 13号	令和 4年 11月 1日	訪問介護
株式会社アルナコーポレーション	ブルーミング ケア名古屋白 壁	名古屋市東区芳 野二丁目 8番24 号	令和 4年 11月 1日	通所介護
株式会社クロックワイズ	訪問介護いっ ぽ	名古屋市港区港 陽二丁目 6番10 号	令和 4年 11月 1日	訪問介護
株式会社心鳳	ケアステーション心鳳	名古屋市守山区 白山二丁目1503 番地	令和 4年 11月 1日	訪問介護
株式会社エージェント	心笑ヘルパー ステーション	名古屋市緑区鹿 山二丁目 1番地 の 5	令和 4年 11月 1日	訪問介護
株式会社 P u b l i c A c t i o n P l a n s	ケアステーションMUSUBITE	名古屋市天白区 池場三丁目 117 番地	令和 4年 11月 1日	訪問介護

3 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
合同会社スリーエス	ケアプラン チューリップ	名古屋市西区山 木二丁目 248番 地	令和 4年 11月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 667号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 4年11月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ライフサポートひまわり	杉の木訪問看護ステーション	名古屋市中川区 西中島二丁目 605番地	令和 4年 9月14日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ケアラボ	アウル訪問看護ステーション名古屋	名古屋市中川区 八熊一丁目 5番 18号	令和 4年 9月16日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社TSK	訪問介護TSK	名古屋市熱田区 西野町 2丁目40 番地の 7	令和 4年 9月 8日	訪問介護
株式会社スマ	デイサービス	名古屋市昭和区	令和 4年	通所介護

イル	センター ス マイル	広路通 3丁目 2 番地の 1	9月28日	
合同会社ホスピケア	訪問介護 サ ンタ	名古屋市守山区 金屋二丁目 266 番地	令和 4年 9月29日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
合同会社らく ケア	デイサービス らくケア	名古屋市北区東 水切町 3丁目37 番地	令和 4年 9月30日	地域密着型通所介 護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
社会福祉法人 紫水会	オーネスト堀 川 指定居宅 介護支援事業 所	名古屋市中川区 十一番町 4丁目 5番地の 1	令和 4年 9月29日	居宅介護支援
有限会社おか だ	あおぞらケア マネージメン トサービス	名古屋市北区山 田一丁目10番12 号	令和 4年 9月30日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 668号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 4年11月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ウチカラクリニック	名古屋市千種区末盛通 1丁目 3番地	令和 4年 7月 1日
Sメディカルクリ ニック	名古屋市昭和区藤成通 2丁目12番地 の 1	令和 4年10月 1日
悠々整形在宅クリ ニック	名古屋市熱田区金山町一丁目11番 2 号	令和 4年 9月 1日
星のまちクリニッ ク	名古屋市名東区牧の原三丁目 301番 地の 1	令和 4年 9月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
花木歯科医院	名古屋市北区水切町 6丁目89番地	令和 4年 9月 1日
にのみや歯科・矯正歯科	名古屋市天白区平針四丁目1607番地	令和 4年 6月 1日

3 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションあおい名古屋	名古屋市東区泉二丁目 2番 5号	令和 4年 9月 1日
みんなのかかりつけ訪問看護ステーション黒川	名古屋市北区黒川本通 4丁目35番地の 2	令和 4年10月 1日
セントケア訪問看護ステーション御器所	名古屋市昭和区紅梅町 3丁目 2番地の 1	令和 4年10月 1日
訪問看護ステーション花水木	名古屋市熱田区切戸町 2丁目 118番地	令和 4年 9月 1日
アクア港訪問看護	名古屋市港区港陽三丁目 6番 3号	令和 4年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 669号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年11月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	旧	樋口整形外科
	新	樋口整形外科人工関節クリニック
所 在 地	名古屋市守山区喜多山一丁目 6番18号	
変 更 年 月 日	令和 4年 7月10日	

医 療 機 関 名	旧	よねづ整形外科クリニック
	新	片山整形外科リハビリクリニック
所 在 地	名古屋市守山区小幡南一丁目24番10号	
変 更 年 月 日	令和 4年 9月 1日	

医 療 機 関 名	旧	医療法人正真会あさの整形外科
	新	いのう整形外科

所 在 地	名古屋市名東区平和が丘五丁目40番地
変 更 年 月 日	令和 4年10月 1日

2 訪問看護

医 療 機 関 名	サンライトガーデン枇杷島ナース
所 在 地	旧 名古屋市西区枇杷島四丁目26番21号
	新 名古屋市西区枇杷島四丁目26番22号
変 更 年 月 日	令和 4年 9月 1日

医 療 機 関 名	ハピネス訪問看護ステーション
所 在 地	旧 名古屋市中区丸の内二丁目 7番19号
	新 名古屋市中区金山一丁目 2番24号
変 更 年 月 日	令和 4年 4月 1日

医 療 機 関 名	チームミューズ
所 在 地	旧 名古屋市中区栄一丁目13番 4号
	新 名古屋市中区千代田一丁目16番20号
変 更 年 月 日	令和 3年 2月 1日

医 療 機 関 名	訪問看護ステーションデューン熱田
所 在 地	旧 名古屋市熱田区伝馬一丁目 7番 6号
	新 名古屋市熱田区神宮二丁目 6番 5号
変 更 年 月 日	令和 4年 8月24日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 670号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年11月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
金山橋クリニック	名古屋市熱田区金山町一丁目 5番 3 号	令和 4年10月 1日
なごや在宅クリニ ック	名古屋市南区赤坪町 6番地	令和 4年10月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
藤井・こすが歯科	名古屋市千種区鍋屋上野町東脇1033 番地の 2	令和 4年 9月 1日

花木歯科医院	名古屋市北区水切町 6丁目89番地	令和 4年 9月 1日
會田歯科	名古屋市昭和区川原通 8丁目17番地	平成31年 4月 1日
水野歯科	名古屋市緑区鳴海町字矢切77番地の 1	令和 4年10月31日
にのみや歯科医院	名古屋市天白区平針四丁目1607番地	令和 4年 6月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
なでしこ薬局	名古屋市中村区元中村町 3丁目 2番 地	令和 4年10月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護ステーション花水木	名古屋市熱田区切戸町 2丁目 118番 地	令和 4年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 671号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医
療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 4年11月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
大曾根駅前こころ のクリニック	名古屋市北区大曾根三丁目10番 4号	令和 4年12月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 672号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年11月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
こすが歯科	名古屋市千種区鍋屋上野町字東脇 1033番地の 2	令和 4年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 673号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年11月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
石原耳鼻咽喉科医院	名古屋市守山区大森五丁目 109番地	令和 4年 9月 1日
トータルサポート クリニック名東	名古屋市名東区香南二丁目 902番地	令和 4年 8月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 674号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年11月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
本山あおば整骨院	名古屋市千種区末盛通 5丁目13番地 の 5	令和 4年 9月 1日
内藤 拓郎		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 675号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 4年12月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

水分橋緑地	北区成願寺町字米ヶ瀬、字西浦、字寺西、字北野、安井町字河野、字薬師浦、米が瀬町、楠町大字味鉦字堂の前、字井之元、字政所、字南山、字生棚、字南中田、字南合戸、字冥加、字名栗、字天道	図面北17の 7 の区域	昭和43年 6 月12日
-------	---	-----------------	-----------------

」

を

「

水分橋緑地	北区成願寺町字米ヶ瀬、字西浦、字寺西、字北野、安井町字河野、字薬師浦、米が瀬町、楠町大字味鉦字堂の前、字井	図面北17の 8 の区域	昭和43年 6 月12日
-------	---	-----------------	-----------------

	之元、字政所、字南山、字生 棚、字南中田、字南合戸、字 冥加、字名栗、字天道		
--	--	--	--

」

に改めます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 676号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年12月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
調剤薬局 a m a n o 辰晃 ビル店	名古屋市中区栄三丁目 6番20号	令和 4年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 677号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年12月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 事 業 者 の 名 称		社会医療法人愛生会
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市北区上飯田通 2丁目37番地
介 護 事 業 所 の 名 称		あいせいケアステーション
介護事業所の所在 地	旧	名古屋市北区上飯田通 2丁目37番地
	新	名古屋市北区東大曽根町上 1丁目 828番地
変 更 年 月 日		令和 2年 4月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社ハル
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市守山区深沢一丁目1007番地
介 護 事 業 所 の 名 称		ヘルパーステーションここみ
介護事業所の所在	旧	名古屋市守山区吉根三丁目 935番地

地	新	名古屋市守山区深沢一丁目 505番地
変 更 年 月 日	令和 4年 7月 1日	

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 事 業 者 の 名 称	医療法人大仁会	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 4番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	旧	医療法人大仁会高木整形外科・内科
	新	みずほ足クリニック
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 1番地
	新	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 4番地
変 更 年 月 日	令和 4年 5月 1日	

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 事 業 者 の 名 称	医療法人大仁会	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 4番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	旧	医療法人大仁会高木整形外科・内科
	新	みずほ足クリニック
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 1番地
	新	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 4番地
変 更 年 月 日	令和 4年 5月 1日	

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 事 業 者 の 名 称	カメイ株式会社	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目 1番18号	
介 護 事 業 所 の 名 称	カメイ調剤薬局栄店	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市中区栄三丁目27番 1号
	新	名古屋市中区栄三丁目27番 4号
変 更 年 月 日	令和 4年10月11日	

介護事業者の名称		医療法人大仁会
介護事業者の所在地		名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 4番地
介護事業所の名称	旧	医療法人大仁会高木整形外科・内科
	新	みずほ足クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 1番地
	新	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 4番地
変更年月日		令和 4年 5月 1日

介護事業者の名称		有限会社ミドリ薬局
介護事業者の所在地		名古屋市守山区森宮町50番地
介護事業所の名称		有限会社ミドリ薬局小幡店
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区小幡南三丁目 5番 1号
	新	名古屋市守山区小幡南三丁目 4番19号
変更年月日		令和 3年12月 1日

5 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介護事業者の名称		医療法人大仁会
介護事業者の所在地		名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 4番地
介護事業所の名称	旧	医療法人大仁会高木整形外科・内科
	新	みずほ足クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 1番地
	新	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 4番地
変更年月日		令和 4年 5月 1日

6 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		株式会社k a p i r i n a
介護事業者の所在地		名古屋市南区桜本町51番地
介護事業所の名称		あかり介護支援センター
介護事業所の所在	旧	名古屋市瑞穂区彌富通 1丁目38番地の 2

地	新	名古屋市南区桜本町51番地
変 更 年 月 日	令和 4年 9月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社グリップ	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市南区菊住一丁目 7番11号	
介 護 事 業 所 の 名 称	支援センターぬくもり	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市南区戸部町 4丁目 1番地の 2
	新	名古屋市南区呼続一丁目 2番28号
変 更 年 月 日	令和 4年10月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社泰寿	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市天白区中平三丁目 2805番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	ビガサポートセンター	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市天白区平針二丁目 1610番地
	新	名古屋市天白区中平三丁目 2805番地
変 更 年 月 日	令和 2年 4月10日	

7 予防専門型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	社会医療法人愛生会	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市北区上飯田通 2丁目37番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	あいせいケアステーション	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市北区上飯田通 2丁目37番地
	新	名古屋市北区東大曽根町上 1丁目 828番地
変 更 年 月 日	令和 2年 4月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社ハル	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市守山区深沢一丁目1007番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	ヘルパーステーションここみ	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市守山区吉根三丁目 935番地

地	新	名古屋市守山区深沢一丁目 505番地
変 更 年 月 日	令和 4年 7月 1日	

8 生活支援型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称		社会医療法人愛生会
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市北区上飯田通 2丁目37番地
介 護 事 業 所 の 名 称		あいせいケアステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区上飯田通 2丁目37番地
	新	名古屋市北区東大曾根町上 1丁目 828番地
変 更 年 月 日		令和 2年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 678号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年12月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
野並デイサービスセンタ ー	名古屋市天白区福池二丁目 340番地	令和 4年 8月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 679号

名古屋都市計画生産緑地地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 4年12月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域（ただし、市街化調整区域を除く。）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 680号

名古屋都市計画土地区画整理促進区域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画土地区画整理促進区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 4年12月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画土地区画整理促進区域

2 都市計画を定める土地の区域

中志段味土地区画整理促進区域

名古屋市守山区大字中志段味字下定納、字上寺林、字蟹原、字油石、字一本木、字東海道、字沢田、字宮浦、字宮前、字元屋敷、字才井戸流、字大屋敷、字申新田、字西山島、字墓前、字東山島、字洞畑、字二ツ塚、字四畝物及び字富士塚の各全部

名古屋市守山区大字中志段味字下寺林、字唐池、字野添、字天白、字西田、字舟場、字可良素、字湿ヶ、字西荒古、字曲畷、字東原、字東荒古、字古山田、字大洞口、字西原、字長根、字吉田洞及び字南原の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 681号

名古屋都市計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画道路を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 4年12月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
3・4・70号 下志段味線	名古屋市守山区 大字下志段味字 北畑	名古屋市守山区 桜坂三丁目	名古屋市守山区 下志段味五丁目
3・4・195号 志段味環状線	名古屋市守山区 桜坂二丁目	名古屋市守山区 大字中志段味字 南原	名古屋市守山区 大字中志段味字 上寺林
3・4・200号 志段味水野線	名古屋市守山区 大字中志段味字 長根	名古屋市守山区 大字上志段味字 東谷	名古屋市守山区 大字上志段味字 稲堀田新田

3・4・206号 中志段味線	名古屋市守山区 大字中志段味字 舟場	名古屋市守山区 大字中志段味字 吉田洞	名古屋市守山区 大字中志段味字 大洞口
-------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------------

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 682号

名古屋都市計画土地区画整理事業の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画土地区画整理事業を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 4年12月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画土地区画整理事業

2 都市計画を定める土地の区域

中志段味特定土地区画整理事業

名古屋市守山区大字中志段味字下定納、字上寺林、字蟹原、字油石、字一本木、字東海道、字沢田、字宮浦、字宮前、字元屋敷、字才井戸流、字大屋敷、字申新田、字西山島、字墓前、字東山島、字洞畑、字二ツ塚、字四畝物及び字富士塚の各全部

名古屋市守山区大字中志段味字下寺林、字唐池、字野添、字天白、字西田、字舟場、字可良素、字湿ヶ、字西荒古、字曲畷、字東原、字東荒古、字古山田、字大洞口、字西原、字長根、字吉田洞及び字南原の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 683号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 4年12月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
服部 修二 名古屋市中川区江松五丁目1115番地
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
太田 正樹 名古屋市中川区江松五丁目1910番地
松島 和代 名古屋市南区星崎二丁目95番33 宝マンション星崎 205号
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区江松西町 606番、田、1,095.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 田として使用
 - (3) 存続期間 令和 5年 1月 1日から令和 7年12月31日まで
 - (4) 借賃 米 1俵（60キログラム）
 - (5) (4)の方法 毎年11月末日までに引き渡し
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
6,811.00平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 150日、農業従事者： 5人

(3) 農機具の保有状況

耕うん機： 1、コンバイン： 1、田植え機： 1、軽トラック： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 684 号

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第 2 項において準用する同法第21条第 6 項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課において午前 8 時45分から午後 5 時15分まで公衆の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

令和 4 年12月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市中志段味特定土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区大字中志段味字二ツ塚2239番地
- 3 設立認可の年月日
平成 7 年12月28日
- 4 変更の内容
事業施行期間を令和31年 3 月31日まで延長する。
- 5 変更認可の年月日
令和 4 年12月 2 日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 685 号

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

令和 4 年12月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市中志段味特定土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区大字中志段味字二ツ塚2239番地
- 3 設立認可の年月日
平成 7 年12月28日
- 4 変更認可の年月日
令和 4 年12月 2 日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年12月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中村区岩塚町字一軒立切20番 2の全部、字杵脇 1番 3の全部、字神田 1番 2の全部、字九反所 1番の全部、字高道 1番 2の全部並びに字竜子田 5番 2の全部、11番 3の全部、14番 2の一部、15番 2の全部及び16番 2の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

一・一—ジクロロエチレン

一・二—ジクロロエチレン

テトラクロロエチレン

一・一・一—トリクロロエタン

トリクロロエチレン

六価クロム化合物

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 687号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和4年名古屋市告示第 342号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和 4年12月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市昭和区高辻町1305番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
六価クロム化合物（土壤溶出量基準）
シアン化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 688号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和 2年名古屋市告示第 267号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

なお、同告示により指定した形質変更時要届出区域は、令和 2年名古屋市告示第 380号及び本告示により、その全てを解除します。

令和 4年12月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市南区鶴見通 3丁目 3番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

クロロエチレン（土壤溶出量基準）

一・二―ジクロロエチレン（土壤溶出量基準）

トリクロロエチレン（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去及び原位置での浄化による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 689号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第 117号）第53条の 7第 1号エに該当します。

令和 4年12月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区築地町 5番の一部、 6番の一部及び 7番 4の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

セレン及びその化合物

^ひ砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

^ひ砒素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 690号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 4項の規定に基づき、平成30年名古屋市告示第 544号により指定した措置管理区域の全部を解除します。

令和 4年12月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市守山区大字上志段味字白鳥 950番 1の一部及び 950番 3の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3 当該措置管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 691号

名古屋都市計画道路事業の事業計画の変更認可に伴う関係図書の 縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画道路事業の事業計画の変更認可に伴う関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 4年12月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区三の丸 三丁目 1番 1号 名古屋市緑政土木局 道路建設部道路建設 課 (名古屋市役所西庁 舎 7階)	名古屋都市計画道路事業 3・2・53号東志賀町線、 3・3・55号上飯田線及 び 3・4・100号山の手 通線に係る図書	平成 9年 9月26日から 令和 8年 3月31日まで

2 縦覧期間

令和 4年12月 2日から令和 8年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

3 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市選挙管理委員会告示第21号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和4年12月2日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西 尾 たか子

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,822 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,383 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,722 人	熱 田 区	18,356 人
東 区	22,539 人	中 川 区	60,011 人
北 区	45,408 人	港 区	38,393 人
西 区	41,183 人	南 区	36,976 人
中 村 区	37,998 人	守 山 区	47,685 人
中 区	25,526 人	緑 区	66,953 人
昭 和 区	28,726 人	名 東 区	43,415 人
瑞 穂 区	29,849 人	天 白 区	43,617 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

315,177 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第31号

教育委員会臨時会の開催について

令和4年12月2日午後3時00分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

令和4年11月30日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

令和4年度一般会計補正予算について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第32号

教育委員会定例会の開催について

令和4年12月8日午後3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和4年12月2日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案について

名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の委嘱について

名古屋市学校保健・安全活動優良校の表彰について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第28号

名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月2日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

別表第1 水道事業電気主任技術者の部営業部の款営業課の項中

「

東部営業センター
旧東部営業センター守山分室

を

」

「

東部営業センター

に改める。

」

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第29号

下水暗渠^{きよ}の使用許可等に係る名古屋市上下水道局公有財産規程の特例を定める規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第50号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月2日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第2条第1号中「認定電気通信事業者」を「認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）」に、「有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第3項」を「放送法（昭和25年法律第132号）第129条第1項」に、「有線テレビジョン放送施設者」を「登録一般放送事業者（その設置する有線電気通信設備を用いて同法第2条第3号に規定する一般放送の業務を行う者に限る。以下「登録一般放送事業者」という。）」に、「第17条の3に規定する物件」を「第17条の2第2号に規定する工作物」に改める。

第4条第1項中「第3条第1項」を「前条第1項」に改める。

別記様式第1及び別記様式第2を次のように改める。

別記様式第 1 (第 3 条関係)

下水暗渠使用許可申請書 (新規 変更 更新) 年 月 日 (宛先) 名古屋市上下水道局長 申請者住所 氏 名 次のとおり下水暗渠を使用したいので申請します。				
使 用 目 的				
使用しようとする下水暗渠の場所	所在			
	使用延長		設置箇所	
設置する物件の構造等				
使 用 期 間				
工 事 期 間				
工事実施の方法				
下水道の復旧方法				
添 付 書 類				
そ の 他				

- 注 1 使用しようとする下水暗渠の場所、設置する物件の構造等を明らかにした図面
その他必要な書類を添えてください。
- 2 申請者が認定電気通信事業者の場合にあっては電気通信事業法施行規則（昭和
60年郵政省令第25号）第40条の11第1項又は第2項の規定による認定証の写しを、
登録一般放送事業者の場合にあっては放送法第127条第2項の規定による通知の
写しをそれぞれ添えてください。

別記様式第2（第6条関係）

（表）

下水暗渠使用許可書（新規 変更 更新）					
申請者住所					年 月 日
氏 名			様		
名古屋市上下水道局長					印
年 月 日付第 号で申請のありました下水暗渠の使用については、次のとおり許可します。					
許可の内容	使用目的				
	使用しようとする下水暗渠の場所	所在			
		使用延長		設置箇所	
	設置する物件の構造等				
	使用許可の期間				
	工事期間				
	工事実施の方法				
許可の条件	裏面記載の許可条件を守ること。				
	使用料				

- 教示1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に名古屋市を被告として（上下水道局長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6月以内であっても、処分又は裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(裏)

許
可
の
条
件

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第26号

交通局職員の名札着用に関する規程及び交通局被服規程の一部を次のように改正する。

令和4年11月30日

名古屋市交通局長 小林 史郎

(交通局職員の名札着用に関する規程の一部改正)

第1条 交通局職員の名札着用に関する規程（昭和61年名古屋市交通局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別記を次のように改める。

別記



- 1 素材は、アクリル製又はそれに準じるものとし、白地とする。
- 2 厚さは、4 mmとする。
- 3 シンボルマークは青で、ロゴタイプは黒で表示する。
- 4 中央に縦 10 mm、横 47 mmの窓を付し、厚紙等を挿入する方式とする。
- 5 窓には側面から厚紙等を差し込み、別に定める表示をする。
- 6 窓の下部には、姓を漢字及び英字で表示する。

- 7 姓の字体（漢字）は、かい書体とし、黒で表示する。
- 8 姓の字体（英字）は、ブロック体とし、黒で表示する。
- 9 裏にはピンクリップを左右中央に装着する。

（交通局被服規程の一部改正）

第2条 交通局被服規程（昭和46年名古屋市交通局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「種別」を「品目」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「種別」を「品目別の地質」に、「貸与品」を「貸与品目」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 初回特例 品目ごとの初めての貸与
- (2) 当初特例 前号の貸与を受けた年度の次の年度の貸与（別表第2に定める運輸制服2種又は技術制服3種の職員が、前号及びこの号の貸与を受ける場合に限る。）
- (3) 5回目以降特例 別表第2の一般の欄に定める貸与期間が4年の品目の貸与回数が5回目（前号に定める貸与を除く。）以降となる貸与
- (4) 一般 前3号に定めるものを除く貸与

第2条第3項中「貸与品」を「貸与品目」に改め、同条第5項中「種別」を「品目」に、「貸与品」を「貸与品目」に改める。

第3条中「者のその」を「者が」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 別表第3に定める職種区分を異にする異動をした者その他の別に定める者に対する被服の貸与については、当該異動前後の職種区分ごとの貸与時期及び貸与数量並びに他の職員との権衡を考慮し、別に定める貸与時期及び貸与数量とすることができる。

第5条第2項中「気象条件等により」を削る。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第 1

(1) 運輸制服関係

品目		区別	地 質	制 式
制 帽	男 性		ネイビー色のラッセルメッシュ	官帽型。ひさし、あごひも、周章（別に定める場合に限る。）及び帽章を付ける。
	女 性		ネイビー色の平織シャンブーーストレッチトロピカル	角型ハイバック。ひさし、あごひも、ヘアコーム、周章（別に定める場合に限る。）及び帽章を付ける。
周 章			色は別に定める。	帯型（幅 38 ミリメートル）
帽 章			黒色人工皮革（縦 52 ミリメートル、横 64.7 ミリメートル）にシルバー色シリコン樹脂製の交通局き章をユリの花及び英字局名で抱擁させる。	
制 服	上 衣		ネイビー色綾織シャンブレーストレッチツイル	ピークドラペル、シングル前打合わせ、2 つボタン（係長職以上はダブル前打合わせ、4 つボタン）。右腕に別に定めるエンブレムを付ける。
	下 衣	冬	ネイビー色綾織シャンブレーストレッチツイル	長ズボン、ワンタック、すそシングル
		夏	ネイビー色平織シャンブレーストレッチトロピカル	

ベ ス ト (女性に限る。以下同じ。)	ネイビー色平織シャンブレーストレッチトロピカル	シングル前打合わせ、3つボタン
長そでシャツ	白色たて編みドライトリコット	長そで、スタンドカラー。両胸にフラップ付きポケット、右腕に別に定めるエンブレムを付ける。
半そでシャツ	白色たて編みドライトリコット	半そで、オープンカラー。両胸にフラップ付きポケット、右腕に別に定めるエンブレムを付ける。
ネ ク タ イ	青系ジャガード織小紋柄 (係長職以上は赤系ジャガード織小紋柄)	ワンタッチ式
外 と う	黒色斜文織制電ツイル	スタンドカラー(面ファスナー留め)、シングル前開き、右腕に別に定めるエンブレムを付ける。

(2) 技術制服関係

品目 \ 区別	地 質	制 式
作 業 帽	ネイビー色(前面はブルー色)斜文織ストレッチツイル後面はネイビー色ラッセルメッシュ	ベースボールキャップ型。正面部下端に別に定めるロゴマークプリントを入れる。

作業衣	上衣	冬	ネイビー色（上衣前面、後面及び袖の一部はブルー色）斜文織ストレッチツイル	長そで、スタンドカラー。 右胸に別に定めるエンブレムを付ける。
		夏	ネイビー色（上衣前面、後面及び袖の一部はブルー色）変化平織ブリーズポプリン	長そで又は半そで、オープンカラー。両胸にフラップ付きポケットを、右胸に別に定めるエンブレムを付ける。
	下衣	冬	ネイビー色斜文織ストレッチツイル	長ズボン、ワントック、すそシングル
		夏	ネイビー色変化平織ポーラ	
防寒作業衣			ネイビー色（上衣前面、後面及び袖の一部はブルー色）斜文織制電ツイル	長そで、スタンドカラー。 右胸に別に定めるエンブレムを付ける。
アンダーシャツ			ロイヤルブルー色ポリエステル綿混紡	半そで。右胸に別に定めるロゴマークプリントを入れる。
安全靴			黒色革（発泡ポリウレタン表底安全靴（以下「軽量短靴」という。）は黒色革、紺色革又は青色革）	耐油性短靴、耐電性短靴、軽量短靴又は長編上靴

(3) 監視員制服関係

品目	区別	地 質	制 式
		制 帽	制 式
制 帽		ネイビー色のラッセルメッシュ	官帽型。ひさし、あごひも、帽章を付ける。

帽章			黒色人工皮革（縦５２ミリメートル、横６４．７ミリメートル）にシルバー色シリコン樹脂製の交通局き章をユリの花及び英字局名で抱擁させる。	
制服	上衣		ネイビー色朱子織バラシャ	ノッチドラペル、シングル前打合わせ、３つボタン、肩章付き。左胸ポケット及び右腕に別に定めるエンブレムを付ける。
	下衣	冬	ネイビー色朱子織バラシャ	長ズボン、ワンタック、すそシングル
		夏	ネイビー色平織トロピカル	
長そでシャツ			白色平織シャツクロス 肩部はネイビー色	長そで、スタンドカラー。肩章付き。左胸ポケット及び右腕に別に定めるエンブレムを付ける。
盛夏シャツ			水色平織オックスフォード 肩部はネイビー色	長そで又は半そで、スタンドカラー。肩章付き。左胸ポケット及び右腕に別に定めるエンブレムを付ける。
ネクタイ			ネイビー系ジャガード織無地	ワンタッチ式
外とう			黒色合皮	ハーフコート型。左胸及び右胸に別に定めるエンブレムを付ける。

備考 地質については、同等品を含むものとする。

別表第2

(1) 運輸制服関係

職 種 区 分	貸与区分 貸与 時期 品目		初回特例		当初 特例	一般		5回目以降 特例	
			期間	数量	数量	期間	数量	期間	数量
運 輸 制 服 1 種	制帽	4月	—	1個	—	—	—	—	—
	周章	4月	—	1本	—	—	—	—	—
	制服上衣	4月	—	1着	—	—	—	—	—
	制服冬下衣	4月	—	1枚	—	—	—	—	—
	制服夏下衣	4月	—	1枚	—	—	—	—	—
	長そでシャツ	4月	—	2枚	—	—	—	—	—
	半そでシャツ	4月	—	2枚	—	—	—	—	—
	ネクタイ	4月	—	1本	—	—	—	—	—
	ベスト	4月	—	1着	—	—	—	—	—
	外とう（別表第4(2)に定める職員に限る。以下本表において同じ。）	4月	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 制 服 2	制帽	4月	3年	1個	1個	4年	1個	5年	1個
	周章	4月	—	1本	—	—	—	—	—
	制服上衣	4月	3年	2着	—	4年	1着	5年	1着
	制服冬下衣	4月	3年	2枚	1枚	4年	1枚	5年	1枚
	制服夏下衣	4月	3年	2枚	1枚	4年	1枚	5年	1枚

種	長そでシャツ	4月	1年	4枚	1枚	1年	1枚	3年 又は 2年	1枚
	半そでシャツ	4月	1年	4枚	1枚	1年	1枚	3年 又は 2年	1枚
	ネクタイ	4月	3年	3本	—	4年	1本	5年	1本
	ベスト	4月	3年	2着	1着	4年	1着	5年	1着
	外とう	4月	—	1着	—	—	—	—	—

備考

- 1 運輸制服2種の初回特例を除く貸与区分における制服冬下衣及び制服夏下衣の貸与については、制服冬下衣又は制服夏下衣のいずれか一方のみとすることができるものとし、その場合の貸与数量は、この表に定める制服冬下衣及び制服夏下衣の貸与数量の合計とする。
- 2 運輸制服2種の初回特例を除く貸与区分における長そでシャツ及び半そでシャツの貸与については、長そでシャツ又は半そでシャツのいずれか一方のみとすることができるものとし、その場合の貸与数量は、この表に定める長そでシャツ及び半そでシャツの貸与数量の合計とする。
- 3 運輸制服2種の周章の貸与数量については、別に定める職員に限り所属長がやむを得ないと認めた場合は、初回特例及び当初特例として貸与する制帽と同数とすることができる。
- 4 運輸制服2種の5回目以降特例における長そでシャツ及び半そでシャツの貸与期間については、貸与期間が5年の品目の貸与を受けることとなる年度に貸与されたものは3年、それ以外の年度に貸与されたものは2年とする。

(2) 技術制服関係

職 種 区 分	貸与区分 貸与 時期 品目		初回特例		当初 特例	一般		5回目以降 特例	
			期間	数量	数量	期間	数量	期間	数量
技 術 制 服 1 種	作業帽	4月	—	1個	—	—	—	—	—
	作業衣冬上衣	4月	—	2着	—	—	—	—	—
	作業衣夏上衣	4月	—	2着	—	—	—	—	—
	作業衣冬下衣	4月	—	1枚	—	—	—	—	—
	作業衣夏下衣	4月	—	1枚	—	—	—	—	—
	防寒作業衣	4月	—	1着	—	—	—	—	—
技 術 制 服 2 種	作業帽	4月	3年	2個	—	4年	1個	5年	1個
	作業衣冬上衣	4月	3年	2着	—	4年	1着	5年	1着
	作業衣夏上衣	4月	3年	2着	—	4年	1着	5年	1着
	作業衣冬下衣	4月	3年	2枚	—	4年	1枚	5年	1枚
	作業衣夏下衣	4月	3年	2枚	—	4年	1枚	5年	1枚
	アンダーシャツ	4月	—	2枚	—	—	—	—	—
	防寒作業衣	4月	—	1着	—	—	—	—	—
技 術 制 服 3 種	作業帽	4月	3年	3個	—	4年	2個	5年	2個
	作業衣冬上衣	4月	3年	3着	—	4年	2着	5年	2着
	作業衣夏上衣	4月	3年	3着	1着	4年	2着	5年	2着
	作業衣冬下衣	4月	3年	3枚	1枚	4年	2枚	5年	2枚
	作業衣夏下衣	4月	3年	3枚	1枚	4年	2枚	5年	2枚
	アンダーシャツ	4月	1年	2枚	2枚	1年	2枚	1年	2枚
	防寒作業衣	4月	3年	1着	1着	—	—	—	—
技 術 制	作業衣冬上衣	4月	—	1着	—	—	—	—	—

服 4 種									
共 通	安全靴	5 月	2 年	2 足	—	2 年	1 足	2 年	1 足

備考

- 1 技術制服 2 種及び 3 種の初回特例を除く貸与区分における作業衣冬下衣及び作業衣夏下衣の貸与数量については、この表に定める作業衣冬下衣及び作業衣夏下衣の貸与数量の合計数量となるよう、作業衣冬下衣及び作業衣夏下衣の数量の組み合わせを選択できるものとする。
- 2 技術制服 3 種の一般及び 5 回目以降特例の貸与区分における作業衣夏上衣、作業衣冬下衣及び作業衣夏下衣の貸与数量については、この表に定める数量に加え、次の各号に掲げる貸与区分に応じて、当該各号に定める年度に作業衣夏上衣 1 枚を、及び作業衣冬下衣又は作業衣夏下衣のいずれか 1 枚をそれぞれ貸与する。
 - (1) 一般 一般及び 5 回目以降特例において作業衣冬上衣の貸与を受けることとなる年度（以下「基幹貸与年度」という。）の 2 年後の年度
 - (2) 5 回目以降特例 基幹貸与年度の 3 年後の年度
- 3 前項の定めにより貸与された品目の貸与期間は、2 年とする。
- 4 技術制服 2 種のアンダーシャツの貸与は、係長職以上の職にある者には行わないこととする。
- 5 技術制服 3 種に該当する職員のうち、藤が丘工場、名港工場、日進工場、営業所、自動車車両課車庫係及び軌道事務所に所属する職員の初回特例におけるアンダーシャツの貸与数量については、この表の定めにかかわらず、4 枚とする。
- 6 技術制服 3 種に該当する職員（前項に定める職員を除く。）の当初特例並びに一般及び 5 回目以降特例の基幹貸与年度以外の年度におけるアンダーシャツの貸与数量については、この表の定めにかかわらず、1 枚とする。
- 7 安全靴の貸与対象者については、技術本部長、参事（リニア関連工事等調整）、営業統括部主幹（乗車券機器）、電車部主幹（施設管理）、営業

課主査（乗車券機器）、駅務課主査（施設管理）、技術管理課・営業課事業推進係（乗車券機器業務に従事する係員に限る。）・自動車施設課工事係・自動車車両課・営業所整備係・施設部（施設計画課は工事係に限る。）・車両電気部の技術職員・運輸主事、別に定める業務に従事する人材育成課技術研修係・駅務課（指導係を除く。）・自動車運転課（停留所標識の保守管理業務に従事する職員に限る。）・自動車施設課施設係・資産活用課・施設計画課（工事係を除く。）の職員及び技術現場において安全靴を貸与されていない職員のうち現場作業に従事するため必要があると所属長が認める職員とする。

(3) 監視員制服関係

職 種 区 分	貸与区分 貸与 時期 品目		初回特例		当初 特例	一般		5回目以降 特例	
			期間	数量	数量	期間	数量	期間	数量
監 視 員 制 服 1 種	制帽	4月	3年	1個	1個	4年	1個	5年	1個
	制服上衣	4月	3年	2着	—	4年	1着	5年	1着
	制服冬下衣	4月	3年	2枚	1枚	4年	1本	5年	1本
	制服夏下衣	4月	3年	2枚	1枚	4年	1本	5年	1本
	長そでシャツ	4月	1年	4枚	1枚	1年	1枚	3年 又は 2年	1枚
	盛夏シャツ	4月	1年	4枚	1枚	1年	1枚	3年 又は 2年	1枚
	ネクタイ	4月	3年	3本	—	4年	1本	5年	1本
	外とう	4月	—	1着	—	—	—	—	—

備考

- 1 初回特例を除く貸与区分における制服冬下衣及び制服夏下衣の貸与については、制服冬下衣又は制服夏下衣のいずれか一方のみとすることができるものとし、その場合の貸与数量は、この表に定める制服冬下衣及び制服夏下衣の貸与数量の合計とする。
- 2 初回特例を除く貸与区分における長そでシャツ及び盛夏シャツの貸与については、長そでシャツ又は盛夏シャツのいずれか一方のみとすることができるものとし、その場合の貸与数量は、この表に定める長そでシャツ及び盛夏シャツの貸与数量の合計とする。
- 3 5回目以降特例における長そでシャツ及び盛夏シャツの貸与期間については、貸与期間が5年の品目の貸与を受けることとなる年度の貸与は3年、それ以外の年度の貸与は2年とする。
- 4 当初特例の貸与は、常勤職員に限る。

別表第3

(1) 運輸制服関係

職 種 区 分	対 象 職 員
運 輸 制 服 1 種	局長、次長、技術本部長、電車部長、自動車部長、運輸課長、駅務課長、電車運転課長、自動車運転課長、電車研修係長、自動車研修係長、駅務課計画係長、電車運転課計画係長、運転係長、運転サービス係長、指導係長、運輸課主査（地下鉄運輸業務に関する総合調整）、自動車運転課主査（接遇・運行管理）
運 輸 制 服 2 種	運転指令室長、駅務区長、運転区長、営業所長、電車研修係長、自動車研修係長、管区駅長、副長、営業所副所長、首席助役、人材育成課の運輸主事、駅務課・電車運転課・運転指令室の運輸主事、管理課・自動車施設課・自動車運転課の運輸主事、駅務区・運転区・営業所の助役、駅務員、電車乗務員、自動車運転士

(2) 技術制服関係

職 種 区 分	対 象 職 員
技 術 制 服 1 種	人材育成課技術研修係・技術管理課・駅務課（指導係を除く。）・自動車施設課・自動車車両課（車庫係を除く。）・施設計画課・工務課・営繕課・設備課・電車車両課・電気課の職員のうち係長職以上の職にある者、営業統括部主幹（乗車券機器）、電車部主幹（施設管理）、営業課主査（乗車券機器）、別に定める業務に従事する資産活用課の職員のうち係長職以上の職にある者
技 術 制 服 2 種	軌道・施設・電気事務所（以下「事務所」という。）の長、藤が丘・名港・日進工場（以下「工場」という。）の長、電気事務所副所長、自動車車両課車庫係長、営業所整備係長、事務所・工場の係長、人材育成課技術研修

	係・技術管理課・営業課事業推進係（乗車券機器業務に従事する係員に限る。）・駅務課（指導係を除く。）・自動車施設課・自動車車両課（車庫係を除く。）・施設計画課・工務課・営繕課・設備課・電車車両課・電気課の技術職員・運輸主事、別に定める業務に従事する資産活用課の職員、業務士（技術制服３種に定める職員を除く。）
技術制服３種	自動車車両課車庫係・営業所整備係・事務所・工場の技術職員、業務技師・業務士（電車車両清掃業務、営業所・電車工場の雑役業務に従事する職員に限る。）、別に定める業務に従事する自動車運転課運転サービス系の職員
技術制服４種	メールカー乗務職員、公所の事務職員

(3) 監視員制服関係

職 種 区 分	対 象 職 員
監視員制服１種	違法駐停車等監視業務従事者

別表第4

(1) 周章貸与対象職員

局長、次長、技術本部長、電車部長、自動車部長、運輸課長、駅務課長、電車運転課長、運転指令室長、自動車運転課長、電車研修係長、自動車研修係長、駅務課計画係長、電車運転課計画係長、運転係長、運転指令室副長、運転サービス係長、指導係長、運輸課主査（地下鉄運輸業務に関する総合調整）、自動車運転課主査（接遇・運行管理）、人材育成課の運輸主事、駅務課・電車運転課・運転指令室の運輸主事、管理課・自動車施設課・自動車運転課の運輸主事、駅務区長、運転区長、営業所長、管区駅長、運転区副長、副所長、首席助役、駅務区・運転区・営業所の助役、指導駅務員、地下鉄指導運転士、自動車兼任指導運転士、自動車指導運転士

(2) 外とう貸与対象職員

東山線駅務区の区長・管区駅長・首席助役・助役・指導駅務員・駅務員、東山線運転区の区長・副長・首席助役・助役・指導運転士・電車乗務員、鶴舞線運転区の区長・副長・首席助役・助役・指導運転士・電車乗務員、営業所の所長・副所長・首席助役・助役、自動車運転課の運輸主事（別に定める業務に従事する職員に限る。）

別表第5

対象職員	品 目	着 用 期 間
別表第3(1)に定める職員	制服上衣、ベスト、長そでシャツ、ネクタイ、運輸制服下衣（制服冬下衣又は制服夏下衣をいう。以下同じ。）及び外とう	10月1日から翌年5月31日まで
	ベスト、半そでシャツ及び運輸制服下衣	4月1日から11月30日まで
	ベスト、長そでシャツ、ネクタイ及び運輸制服下衣	年間を通じて着用可能とする。
別表第3(2)に定める職員	作業衣（冬）	年間を通じて着用可能とする。
	作業衣（夏）	年間を通じて着用可能とする。
	防寒作業衣	10月1日から翌年5月31日まで（ただし、雨天又は寒冷の場合は、随時着用することができる。）
別表第3(3)に定める職員	制服上衣、長そでシャツ、ネクタイ、監視員制服下衣（制服冬下衣又は制服夏下衣をいう。以下同じ。）及び外とう	10月1日から翌年5月31日まで
	盛夏シャツ及び制服下衣	4月1日から11月30日まで

	長そでシャツ、ネクタイ及び制服下衣又は盛夏シャツ（長そで）及び制服下衣	年間を通じて着用可能とする。
--	-------------------------------------	----------------

備考 ベスト及び外とう並びに別表第3(2)に定める技術制服4種の職員に貸与される作業衣冬上衣は、脱衣することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の交通局被服規程（以下「改正前規程」という。）の定めにより貸与されている外とう及び防寒作業衣については、当該品目の貸与期間にかかわらず、施行日以後、令和8年3月31日までの間においても着用することができるものとする。
- 3 改正前規程の定めにより貸与されている長そでシャツ又は半そでシャツ（エンブレムを装着したものに限る。）については、当該品目の貸与期間にかかわらず、施行日以後、当面の間、着用することができるものとする。
- 4 改正前規程の定めにより貸与されているベストについては、当該品目の貸与期間にかかわらず、施行日以後、別表第2に定める初回特例の貸与数量が貸与されるまでの間、着用することができるものとする。

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定に基づき、一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として建築される建築物を、一の敷地内にあるものと認めましたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和4年11月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 対象区域

名古屋市南区滝春町5番の一部、5番4、5番6、5番7、5番11及び5番12

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年11月28日

名古屋市長 河 村 た か し

対象区域

名古屋市南区滝春町5番、5番4、5番6、5番7、5番8、5番10、5番11及び5番12

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課